

# 介護老人福祉施設 サービス利用契約書

社会福祉法人 大三島育徳会

特別養護老人ホーム 博水の郷

平成19年4月作成

平成21年4月改訂

平成29年6月改訂

令和3年4月改訂

令和6年4月改訂

# 施設介護サービス利用契約書

ご利用者 \_\_\_\_\_ を甲とし、  
事業者 \_\_\_\_\_ 社会福祉法人 大三島育徳会 \_\_\_\_\_ を乙とし、  
下記のとおり施設介護サービス契約を締結します。

## 第1条（施設介護サービスの目的）

乙は、介護保険法令等関係諸法令の定めるところにより、甲に対し、この契約書および重要事項説明書の定めるところに従って、東京都知事の指定を受けた特別養護老人ホーム博水の郷において、甲の尊厳を守りつつその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨として、各種サービスを提供します。

## 第2条（被保険者）

- 1 甲の契約日時点における要介護状態区分は \_\_\_\_\_ です。
- 2 甲の要介護認定の有効期間は \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 \_\_\_\_\_ 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記のとおりです。

--

（意見の記載のない場合は斜線を引く）

- 4 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

## 第3条（事業者）

当施設は、介護保険法令に基づき、東京都知事の指定を受けた指定介護老人福祉施設です。当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。なお、当施設のパフレットも併せてご覧下さい。

## 第4条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、  
\_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

- 2 契約期間満了日の30日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

## 第5条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ（以下「計画担当介護支援専門員」といいます）、計画担当介護支援専門員が本条項に定める職務に誠意をもって遂行するよう責任をもって指導・監督します。
- 2 計画担当介護支援専門員は、甲の入居後、速やかに施設サービス計画の作成に着手します。
- 3 計画担当介護支援専門員は、甲の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、当施設の他の従業者と協議のうえ、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成します。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、当施設の他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況を把握し、1年に一度定期的に、状況によっては随時、施設サービス計画の変更をします。
- 5 甲は、計画担当介護支援専門員に対し、いつでも施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、計画担当介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、できる限り甲の希望に沿うように施設サービス計画を変更します。計画の変更に伴い利用料金に変更となることがあります。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲に対し、施設サービス計画案または変更された施設サービス計画案につき、その内容を説明し、同意を得ます。
- 7 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進していく観点から、LIFE（Long-term care Information system For Evidence）へ1～3ヶ月に1回、利用者の介護および医療情報を提出します。

## 第6条（介護サービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容および金額は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
  - ② 栄養管理と口腔衛生の管理
  - ③ 相談等の精神的ケア
  - ④ 社会生活上の便宜
  - ⑤ 日常生活上の世話
  - ⑥ 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション、行事
  - ⑦ 行政手続の代行
  - ⑧ 機能回復訓練
  - ⑨ 健康管理および療養上の世話
- 4 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 食事の提供
  - ② 居住の提供
  - ③ 特別な居室の提供
  - ④ 特別な食事の提供
  - ⑤ 理美容
  - ⑥ 買い物の代行
  - ⑦ 前項⑥以外のレクリエーション、行事
  - ⑧ その他生活サービス
- 5 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲又はその家族に対し、介護上の見地から必要な事項と思われる点については、分かりやすく説明します。
- 6 乙は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
- 7 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、甲の心身の状況に応じて甲の介護を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
- 8 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況を把握するようにします。

## 第7条（計画作成までのサービス）

乙は、甲に対し、甲の入居後、第5条の施設サービス計画が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

## 第8条（利用料等の負担）

- 1 甲は、乙に対し、施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として区市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって区市町村から支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」といいます）。
- 3 乙は、毎月翌月15日までに、当月分の利用料等の請求書を甲に送付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
- 4 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を、原則として乙の指定する銀行に口座を開設し、口座振替する方法で支払います。
- 5 甲の故意、過失又は甲の趣向により、居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を甲が別途これを負担します。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲の負担を免除することもあります。

## 第9条（利用料金の変更）

- 1 甲の要介護状態の区分に変更があった場合には、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 甲の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金の単価を変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 6 甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

## 第10条（保険給付請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対してサービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

## 第11条（財産の保全・管理）

- 1 甲は、乙に対し、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。この場合、甲は、総て指定の金融機関の口座に預金し、その通帳及び印鑑は乙に預けるものとします。なお、その通帳についてはキャッシュカードの作成はできません。なお、金銭の管理体制の概要は「重要事項説明書」および別紙「預り金等取り扱い規定」に記載のとおりです。
- 2 乙は、甲又は甲の身元引受人に対し、3カ月毎に金銭出納の報告をします。
- 3 甲又は甲の連帯保証人は、乙に対し、いつでも金銭出納の記録の提示を求めることができます。その場合、乙は速やかに記録を提示する義務を負います。

## 第12条（医療体制）

- 1 乙は、甲に対し、配置の医師（内科）により月2回以上の診察を行います。
- 2 乙は、甲に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。
- 3 前項の場合、甲が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
- 4 治療の必要性・方法等の判断については、緊急の場合を除く外、甲の意思を確認し、できるだけ甲の意思に沿うようにします。

## 第13条（介護及び看護サービス記録）

- 1 乙は、甲に対する介護及び看護サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 2 甲又は甲の家族は、乙に対し、乙が定める個人情報保護規程に基づき、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

## 第14条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ① 甲が死亡した場合。
- ② 要介護認定の更新において、甲が自立又は要支援1、2、要介護1、2と認定

された場合。

- ③ 甲が第 17 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- ④ 乙が第 18 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- ⑤ 甲につき、他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態となった場合。
- ⑥ 甲につき、病院又は診療所に入院する必要がある場合で、明らかに入院後 3 カ月以内に退院できる見込みのない場合に、その病院又は診療所の側で甲を受け入れることができる状態となった場合。
- ⑦ 甲が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
- ⑧ 3 ヶ月以内の退院であっても、甲に対して気管切開、在宅酸素、経管栄養（鼻腔）等の医療行為の必要が生じた場合。
- ⑨ やむをえない事情により、乙の施設を閉鎖する場合

#### **第 15 条（入院に係る取り扱い）**

- 1 甲が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。
- 2 甲が病院又は診療所に入院した場合、ひと月に 6 日を限度として、（月をまたぐ場合は 12 日分が限度）甲は重要事項説明書に定める入院時にかかる自己負担分を乙に支払うものとします。
- 3 甲が病院又は診療所に入院した場合には、そのベッドについて空床利用を行います。

#### **第 16 条（契約終了後の退所及び費用負担）**

- 1 第 14 条第 5 号の規定により契約が終了した場合は、乙は、甲の退所につき相当の猶予期間を設ける等、退所の時期・方法については、甲の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。
- 2 第 14 条第 5 号の規定による契約終了後、退所までに甲の生活に要した費用については、全額、甲の負担とします。

#### **第 17 条（甲の契約解除）**

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、30 日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに居室を明渡します。

## 第18条（乙の契約解除）

乙は、甲が次の各号に該当する場合には、甲に対して30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、14日経過してもこれが支払われない場合
- ② 甲の行動や健康状態（感染症等）が、他の利用者又は施設職員の生命・精神・健康・日常生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、又は日常的に医療行為を要する場合など、甲に対する適切な介護サービスの提供が困難であると合理的に判断される場合
- ③ 甲につき、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められる場合
- ④ 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- ⑤ 甲が故意又は重大な過失により、乙又は乙の従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物を傷つける等本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 甲または甲の家族などが当該施設・職員へのハラスメント、背信行為および毀損行為を行い、契約を継続しがたい重大な事由が生じ、改善の見込がない場合
- ⑦ 上記①から⑥の他、信頼関係を破壊するなど、契約を継続しがたい重大な事由が生じ、改善の見込がない場合

## 第19条（中途解約と清算条項）

契約期間中に契約が終了した場合は、甲の責に帰すべき事由による契約解除の場合をのぞき、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、その相当額を返還します。

## 第20条（施設からの退出など）

- 1 甲が、他の利用者の介護に支障を来たす行為を繰り返すなどした場合、乙は甲をその居室から退出させ、またはその身体を一時的に拘束するなど、施設内及び他の入居者の安全管理のために必要な措置を講ずることがあります。
- 2 前項の措置を講じた以降も、甲の態様に変動が無く、乙において甲を適切に介護することが出来ないと判断した場合には、甲を協力医療機関など別施設に預け入れることがあります。



## 第21条（連帯保証人）

- 1 甲は連帯保証人を立てなければなりません。ただし、社会通念上、甲に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する第8条に規定する利用料その他一切の債務につき、甲と連帯して履行の責任を負います。
- 3 連帯保証人は、甲と連携して、極度額400万円の範囲で、本契約から生じる一切の債務を負担しなければなりません。連帯保証人が個人の場合、民法第465条の4第1項第三号により連帯保証人の元本が確定した時は、甲は極度額を上限として、甲が承認する新たな連帯保証人を速やかに立てなければなりません。
- 4 連帯保証人に対する乙の履行請求は、民法第458条及び第441条の規定にかかわらず、甲に対しても効力を有します。
- 5 連帯保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように乙に協力すること。
  - ② 契約解除又は契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
  - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置をとること。
- 6 甲は連帯保証人の変更が生じた場合には乙に速やかに報告し、手続きを行わなければならない。

## 第22条（苦情処理）

- 1 甲又は甲の連帯保証人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に報告します。
- 2 甲は、介護保険法令にしたがい、区市町村及び国民健康保健団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲又は甲の連帯保証人から第1項又は第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、甲に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

## 第23条（秘密の保持等）

- 1 乙および乙の職員もしくは乙の職員であった者は、業務上知り得た甲および甲の家族又は連帯保証人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は甲が退所された後も同様です。

- 2 乙は、個人情報保護法及び乙が定める個人情報保護規程に基づき、甲から同意を得た場合および法令に基づく場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に対し甲および甲の家族又は連帯保証人の個人情報を提供することはいたしません。

#### **第24条（退所時の援助）**

契約の解除又は終了により甲が当施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の退所先が定まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### **第25条（事故発生時の対応及び賠償責任）**

- 1 乙は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区及び関係各機関並びに甲の家族又は連帯保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、サービスの提供により甲に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、甲の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 3 乙は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険会社の賠償責任保険に加入しております。

#### **第26条（情報の公開）**

乙は、甲又は甲があらかじめ指定する者の要求があれば、事業報告書、決算報告書の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

#### **第27条（個人情報の保護）**

乙は、個人情報保護法及び乙が定めた個人情報保護規程に則り、甲及び甲の家族の個人情報について管理いたします。

#### **第28条（合意管轄）**

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。

## 第29条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令等関係諸法令を尊重し、甲及び甲の連帯保証人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

## 附則

### 第1条（居住費に関する経過措置）

介護保険法令等関係諸法令に基づく居住費に関する経過措置が廃止されるまでは、平成17年9月30日から10月1日時点にかけて個室を利用している入所者に対しては契約書及び重要事項説明書の記載に関わらず、多床室を利用しているものとして施設利用費を算定するものとする。

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和      年      月      日

（利用者；甲）

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設に入居し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号（FAX）

（署名代行者）

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。私は利用者本人の契約意思及び私が署名代行することを承認していることを確認しました。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号（FAX）

署名を代行した理由

(連帯保証人)

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、連帯保証人の責任につき理解しました。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 (F A X)

(連帯保証人)

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、連帯保証人の責任につき理解しました。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 (F A X)

(事業者 ; 乙)

当施設は、指定介護老人福祉施設事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

所在地 〒157-0077 東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号

電話番号 03-5491-0340

F a x 番号 03-5491-0343

名 称 社会福祉法人 大三島育徳会

代表者 理事長 田 中 雅 英 印